

令和5年度
(2023)

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

名寄市監査委員

名 監 査 第 1 0 号

令和 6 年 9 月 2 日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様

名 寄 市 監 査 委 員 岡 川 進

名 寄 市 監 査 委 員 佐 藤 靖

令和 5 年度名寄市各会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度名寄市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	2
	(1) 健全化判断比率の状況	
	ア 実質赤字比率	2
	イ 連結実質赤字比率	3
	ウ 実質公債費比率	4
	エ 将来負担比率	5
	(2) 資金不足比率の状況	
	ア 地方公営企業法適用事業	6
	イ 地方公営企業法非適用事業	8
5	むすび	8

(注1) 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、次の法律の定めるところによる。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）
地方財政法（昭和23年法律第109号）

(注2) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における算定のための記載要領に基づく数値を用いている。

(注3) 文中及び各表中の比率等の用法は、次のとおりである。

- (1) 「△」：負の値を示し、増減では減を表している。
- (2) 「－」：「該当数値なし」及び「算定されないもの」を表している。
- (3) 増減：令和5年度数値から令和4年度数値を差し引いた値
- (4) 「ポイント」：百分率間または指数間の単純差引数値

1 審査の対象

令和5年度決算に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計の区分

区 分		会計名等	比 率			
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	名寄市立大学特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業会計に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(保険事業勘定)	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		国民健康保険特別会計(直診勘定)				
		介護保険特別会計(保険事業勘定)				
		介護保険特別会計(サービス事業勘定)				
後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計	法適用	水道事業会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		病院事業会計				
公営企業会計	法非適用	下水道事業会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		食肉センター事業特別会計				
一部事務組合等		北海道市町村備荒資金組合 北海道後期高齢者医療広域連合 名寄地区衛生施設事務組合 上川北部消防事務組合 ほか	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
第三セクター（注1）		—				

注1：第三セクターのうち、株式会社名寄振興公社は損失補償契約を締結している等の要件に該当しない団体のため、上表に記載していない。

2 審査の期間

令和6年8月22日から同年8月30日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し、正確であると認めた。

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称である。これらはいずれも国が示す早期健全化基準を下回っており、財政の健全性が維持されている範囲にあると認められる。

第1表 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	参 考			
	令和5年度	早期健全化基準	令和4年度	令和3年度
比 率				
実 質 赤 字 比 率	—	12.96	—	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.96	—	—
実 質 公 債 費 比 率	9.9	25.00	10.3	10.2
将 来 負 担 比 率	9.3	350.00	5.2	7.5

※ 比率は、小数点以下第2位を切り捨てて表示している。

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合・実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

ア 実質赤字比率

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額がないため比率は算定されていない。

第2表 実質赤字比率の算定と年度比較 (単位：千円・%・ポイント)

区 分	実質収支額等			増 減 ①－②
	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	
一般会計等実質収支額	350,749	350,239	462,055	510
実質赤字額 A (注1)	— (△350,749)	— (△350,239)	— (△462,055)	— △510
標準財政規模 B	12,911,906	12,919,413	13,236,780	△7,507
実質赤字比率 A/B (注2)	— (△2.71)	— (△2.71)	— (△3.49)	— (0.00)

※ 表中の△(負の値)表示は、黒字である財政状況を示している。

注1：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額－(歳計剰余額＋繰越に係る未収入特定財源)

注2：比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示している。

注1,2：()は参考までに算定結果を示したもの

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

イ 連結実質赤字比率

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため比率は算定されていない。

特別会計のうち国民健康保険特別会計(直診勘定)、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計(サービス事業勘定)及び公営企業法非適用企業の食肉センター特別会計は歳入歳出差引額0円となったため、記載を省略した。

第3表 連結実質赤字比率の算定と年度比較 (単位：千円・%・ポイント)

区 分	実質収支額等			増 減 ①-②
	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	
一般会計等(名寄市立大学特別会計を含む)	350,749	350,239	462,055	510
特 別 会 計	164,497	181,257	167,845	△ 16,760
国民健康保険特別会計 (保険事業勘定)	20,637	6,678	22,056	13,959
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	143,860	174,579	145,789	△ 30,719
公営企業会計(地方公営企業法適用企業)	1,982,784	2,294,010	1,733,807	△ 311,226
水道事業会計	326,705	397,625	423,616	△ 70,920
病院事業会計	1,364,692	1,655,728	1,110,452	△ 291,036
下水道事業会計	291,387	240,657	199,739	50,730
合 計	2,498,030	2,825,506	2,363,707	△ 327,476
連結実質赤字額 A	△ 2,498,030	△ 2,825,506	△ 2,363,707	327,476
標準財政規模 B	12,911,906	12,919,413	13,236,780	△ 7,507
連結実質赤字比率 A/B (注1)	— (△ 19.34)	— (△ 21.87)	— (△ 17.85)	— (2.53)

※ 連結実質赤字額の△(負の値)表示は、黒字である財政状況を示している。

注1：連結実質赤字比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示している。()は参考までに算定結果を示したもの

連結実質赤字比率とは、地方公共団体の全会計を対象とした赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率(3カ年平均)は、前年度比0.4ポイント減の9.9%となり、早期健全化基準の25.0%(第1表参照)を下回り、単年度比率では約0.05ポイント減少した。

第4表 実質公債費比率の算定と年度比較 (単位：千円・%・ポイント)

区 分	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	増 減 ①-②
地方債の元利償還金 A	2,821,141	2,811,490	2,725,189	9,651
準元利償還金 B	798,239	845,276	1,008,607	△ 47,037
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	747,013	801,986	963,509	△ 54,973
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	0	0
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	51,051	43,164	45,028	7,887
一時借入金の利子	175	126	70	49
特定財源 C	272,976	251,442	278,778	21,534
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	23,522	23,522	23,522	0
公営住宅使用料	96,574	93,197	104,237	3,377
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	119,791	116,834	126,673	2,957
その他	33,089	17,889	24,346	15,200
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	2,295,395	2,353,570	2,356,811	△ 58,175
標準財政規模 E	12,911,906	12,919,413	13,236,780	△ 7,507
分子 (A+B)-(C+D) ①	1,051,009	1,051,754	1,098,207	△ 745
分母 (E-D) ②	10,616,511	10,565,843	10,879,969	50,668
実質公債費比率(単年度) ①/② (注1)	9.89976	9.95428	10.09384	△ 0.05452
実質公債費比率(3カ年平均) (注2)	9.9	10.3	10.2	△ 0.4

注1：小数点第6位を四捨五入して表示している。

注2：小数点以下第2位を切り捨てて表示している。

実質公債費比率とは、地方公共団体の一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とすると元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

エ 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は9.3%であり、早期健全化基準の350.0%（第1表参照）を下回り、前年度比では、標準財政規模が減少したものの、退職手当負担見込額等の増加により将来負担額が大幅な減少とならず、また、公共施設整備基金等の取り崩しから充当可能財源等の減少により、4.1ポイント増加した。

第5表 将来負担比率の算定と年度比較 (単位：千円・%・ポイント)

区 分		令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	増 減 ①-②
将来負担額	地方債の現在高	24,964,761	25,249,829	26,102,327	△ 285,068
	債務負担行為に基づく支出予定額	43,901	33,380	66,760	10,521
	公営企業債等繰入見込額	5,363,402	5,342,576	5,584,839	20,826
	組合負担等見込額	0	0	0	0
	退職手当負担見込額	606,713	554,729	644,461	51,984
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0
	第三セクター等	0	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
合 計 A	30,978,777	31,180,514	32,398,387	△ 201,737	
充当可能財源等	充当可能基金額	8,763,431	9,118,189	9,161,842	△ 354,758
	充当可能特定歳入額	2,180,461	2,390,783	2,570,544	△ 210,322
	うち都市計画税	701,203	758,910	745,615	△ 57,707
	基準財政需要額算入見込額	19,040,001	19,113,899	19,841,388	△ 73,898
合 計 B	29,983,893	30,622,871	31,573,774	△ 638,978	
充当後将来負担額 A-B ①	994,884	557,643	824,613	437,241	
標準財政規模 C	12,911,906	12,919,413	13,236,780	△ 7,507	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	2,295,395	2,353,570	2,356,811	△ 58,175	
調整後標準財政規模 C-D ②	10,616,511	10,565,843	10,879,969	50,668	
将来負担比率 ①/② (注1)	9.3	5.2	7.5	4.1	

注1：小数点以下第2位を切り捨てて表示している。

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(2) 資金不足比率の状況

令和5年度決算において、いずれの会計も資金不足額が発生していないため比率は算定されていない。

第6表 資金不足比率 (単位：%)

会計名		令和5年度(注1)	経営健全化基準(注2)
公営企業法適用	水道事業会計	—	20.0
	病院事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	20.0
公営企業法非適用	食肉センター事業特別会計	—	20.0

注1：資金不足がない場合は、「—」で表示している。

注2：経営健全化基準は早期健全化基準に相当する基準で地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とされている。

ア 地方公営企業法適用事業

水道事業会計及び病院事業会計並びに下水道事業会計に資金不足額はない。

各企業会計は、経営健全化基準である20.0%を下回っている。

(ア) 水道事業会計

第7表 資金不足比率の算定と年度比較 (単位：千円・%・ポイント)

区分	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	増減 ①-②
流動負債 A	388,286	353,643	354,155	34,643
流動負債のうち建設改良費の支払に充てる企業債・長期借入金 B	309,134	294,334	287,012	14,800
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C	0	0	0	0
流動資産 D	405,857	456,934	490,759	△ 51,077
解消可能資金不足額 E	0	0	0	0
資金の不足額 (A-B+C-D)-E ③ (注1)	△ 326,705	△ 397,625	△ 423,616	70,920
営業収益 F	569,578	513,280	605,040	56,298
受託工事収益 G	45	0	67	45
事業の規模 (F-G) ④	569,533	513,280	604,973	56,253
資金不足比率 ③/④ (注2)	— (△ 57.3)	— (△ 77.4)	— (△ 70.0)	— (20.1)

注1：資金不足がない場合は△（負の値）となる。

注2：資金不足額がないため、「—」で表示。下段（ ）は参考までに算定結果を小数点第2位を切り捨てて表示したもの

(イ) 病院事業会計

第8表

資金不足比率の算定と年度比較

(単位：千円・%・ポイント)

区 分	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	増 減 ①-②
流動負債 A	2,369,636	1,605,039	1,912,784	764,597
流動負債のうち建設改良費の支払に 充てる企業債・長期借入金 B	608,775	590,848	905,552	17,927
建設改良費等以外の経費の財源に充てる ために起こした地方債の現在高 C	27,921	43,009	58,050	△ 15,088
流動資産 D (注1)	3,153,474	2,712,928	2,175,734	440,546
解消可能資金不足額 E	0	0	0	0
資金の不足額 (A-B+C-D)-E ③ (注2)	△ 1,364,692	△ 1,655,728	△ 1,110,452	291,036
営業収益 (医業収益) F	8,566,613	8,772,370	8,813,141	△ 205,757
受託工事収益 G	0	0	0	0
事業の規模 (F-G) ④	8,566,613	8,772,370	8,813,141	△ 205,757
資金不足比率 ③/④ (注3)	(△ 15.9)	(△ 18.8)	(△ 12.5)	(2.9)

注1：流動資産のうち令和3年度は、流動資産から控除財源及び控除額を除いた額を表記。このうち控除財源とは、当該年度に執行すべき事業にかかる支出予算額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額をいう。

注2：資金不足がない場合は△（負の値）となる。

注3：資金不足額がないため、「-」で表示。下段（ ）は参考までに算定結果を小数点第2位を切り捨てて表示したもの

(ウ) 下水道事業会計

第9表

資金不足比率の算定と年度比較

(単位：千円・%・ポイント)

区 分	令和5年度 ①	令和4年度 ②	令和3年度	増 減 ①-②
流動負債 A	492,455	434,817	454,005	57,638
流動負債のうち建設改良費の支払に 充てる企業債・長期借入金 B	386,143	404,415	424,673	△ 18,272
建設改良費等以外の経費の財源に充てる ために起こした地方債の現在高 C	0	0	0	0
流動資産 D	397,699	271,059	229,071	126,640
解消可能資金不足額 E	0	0	0	0
資金の不足額 (A-B+C-D)-E ③ (注1)	△ 291,387	△ 240,657	△ 199,739	△ 50,730
営業収益 F	579,488	539,166	577,684	40,322
受託工事収益 G	0	0	0	0
事業の規模 (F-G) ④	579,488	539,166	577,684	40,322
資金不足比率 ③/④ (注2)	(△ 50.2)	(△ 44.6)	(△ 34.5)	(△ 5.6)

注1：資金不足がない場合は△（負の値）となる。

注2：資金不足額がないため、「-」で表示。下段（ ）は参考までに算定結果を小数点第2位を切り捨てて表示したもの

イ 地方公営企業法非適用事業

食肉センター事業特別会計は、一般会計からの繰入金で調整を行ったため歳入歳出差引額は0円となり、資金不足は生じていない。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-歳入額) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 事業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

5 むすび

令和5年度の決算状況においても、健全化判断比率や資金不足比率はいずれも基準値を下回っており、財政の健全性が維持されている範囲にあると認められる。

本市の財政状況は、一般財源の大幅な伸びを期待することが難しい中、社会保障経費や公共施設等の整備にかかる財政需要の増大が見込まれており、厳しい財政状況が続くことが想定されるが、将来世代に過度な負担をかけることのないよう、将来負担比率の低減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

